

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置について (企業に勤めている方向け)

1. 特例措置の趣旨

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等が臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

2. 特例措置の内容

小学校や保育所等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給します。

	<平常時>		<特例措置>
・ 1日の上限枚数	: 1枚/人	⇒	<u>5枚/人</u>
・ 1か月の上限枚数	: 24枚/家庭	⇒	<u>120枚/家庭</u>
・ 年間の上限枚数	: 280枚/家庭	⇒	<u>上限なし</u>

3. 対象者

下の①～③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

- ①民間企業等に勤めている
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている

4. 利用手続き

- ①勤めている会社の福利厚生等の担当者に対して、必要な枚数を申し込みます。
- ②会社から割引券を受け取ります。
- ③ご自身でベビーシッター事業者(全国保育サービス協会から認定を受けているものに限りです。※)に利用申込みを行います。

※全国保育サービス協会のホームページにて公表

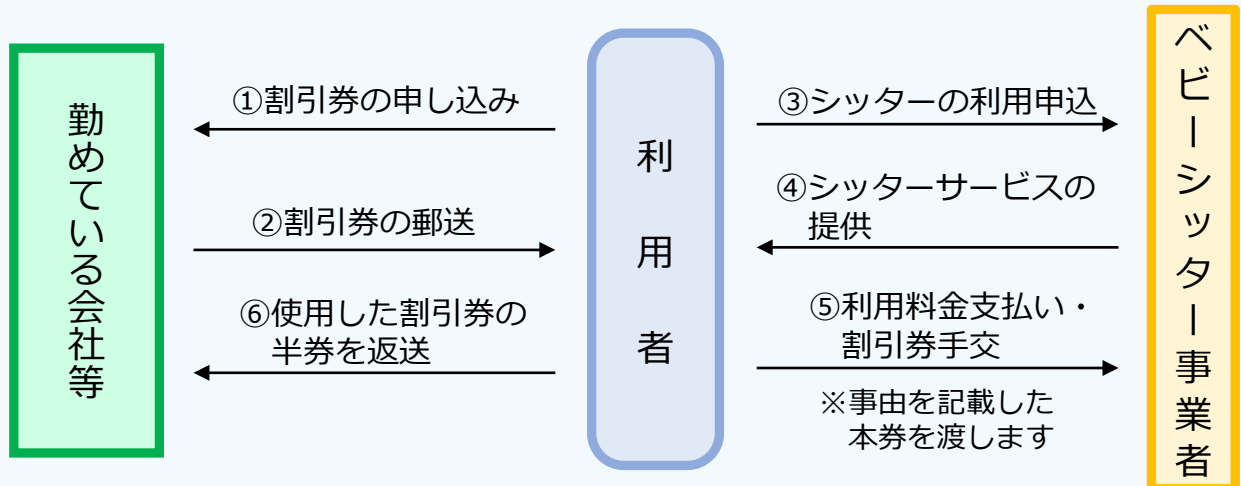
(裏面に続きます)

- ④ベビーシッターの派遣を受けてサービスを利用します。
- ⑤サービス終了時に、必要事項を記入した割引券の本券をシッターさんに手渡します。

(注意) 裏面の事由欄に休校等の理由を記載していないものは特例措置分としての使用はできません。 (記載例：○月○日○
○小学校休校のため など)

- ⑥割引券の半券を勤めている会社に返却します。

5. 利用手続きの流れ



6. 利用の際の留意点

- 1回の利用料金が「割引券の使用枚数×2,200円以上」のサービスを対象とします。
使用の例：10,000円→4枚利用可能、15,000円→5枚利用可能
- 令和2年4月1日以降に、割引券の交付前にベビーシッターを利用した場合には、一旦、利用料を全額支払ってください。
割引券が交付された後にベビーシッター事業者に割引券を提出することで、割引額の返還を受けることができますが、返還を受けるためには、利用日時と金額が確認できる領収書等が必要になるので、必ず保管しておいてください。
- 特例措置として利用した割引券は、非課税所得になります。